

平成28年10月以降に想定される困ってしまう事例への対処法

取引時確認の改正後は こんな場合にどう対応する？

①～②・④～⑤ 保志 秀一

改正により生じるであろう取引時確認に関するトラブルを挙げて、対応法を解説します。



ケース1 お客様から公的書類として健康保険証が提示されたが…

平

成27年6月、警察庁は「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等（以下、改正案）を公表しました。この改正案の施行日は来年（平成28年）10月1日となっています。

改正案によれば、取引時確認における本人確認書類の取扱いの一部が変更されています。現行法令上、各種健康保険の被保険者証（健康保険証）や国民年金手帳、母子健康手帳等は顔写真がない書

類であるものの、その書類の提示だけで本人特定事項の確認を行うという取扱いになっています。

●追加確認が必要に

しかし、改正後は、このような本人確認書類については、別途追加の本人確認書類または補完書類を提示してもらうか、預金通帳等の当該取引に係る文書を提示された本人確認書類または補完書類に記入されている住居に宛てて書留郵便等により転送不要郵便として送付することで確認することが求

められています。

本ケースのように健康保険の被保険者証しか持たずに口座開設に来たお客様からは、すぐに口座開設できないことからクレームを受けることも考えられます。その際には「取引時確認の方法が変わりました。写真付きの書類をお持ちでない場合は公共料金の領収書等や住民票の写し等をお合せてご提示いただくようご協力をお願いいたします」と説明して、お客様の理解を得るようにしましょう。

ケース2 子供の口座開設のため親が健康保険証を提示してきたが…



ケ

ケース1でも説明したとおり、健康保険の被保険者証といった顔写真のない本人確認書類による本人特定事項の確認方法が改正され、平成28年10月以降は提示のみでは確認完了とはならなくなる予定です。

このような本人確認書類によって本人特定事項の確認を行う場合には、次の方法によるとされています。

①このような本人確認書類の提示を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該お客様

等の住居に宛てて預金通帳等の取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法

②このような本人確認書類の提示を受けるとともに、他の本人確認書類または補完書類の提示を受ける方法

③このような本人確認書類の提示を受けるとともに、他の本人確認書類またはその写しの送付を受ける方法

④このような本人確認書類の提示を受けるとともに、補完書類またはその写しの送付を受ける方法

また、来店した人が代理人で取引名義人と異なるときは、取引名義人の取引時確認を行うとともに、代理人等の本人特定事項の確認と代理人等が取引名義人であるお客様等のために特定取引の任に当たっていることの確認を行わなければならない。

●同居の事実や親子を確認

本ケースの場合には、取引名義人である子供と代理人である親の双方の本人特定事項の確認を行うと同時に、同居の事実と親子であ

ることも確認すればよいでしょう。

ただし、従来であれば、健康保険の被保険者証のみで子供の本人確認事項の確認ができ、預金口座をその場で開設できましたが、改正後はそれが不可となります。合わせて前述した①～④の追加確認が必要となることを伝えて、理解を促しましょう。補完書類を提示してもらえれば、その場で口座を開設することも可能です。

金融機関としてはあらかじめボスターの掲示やチラシの配布などを行い、本ケースのようなクレームがないようにしましょう。

ポイント

- 補完書類等の提示がなければすぐに口座開設できないことを伝えて理解を促す
- 代理人取引でもあることから、子供・親双方の本人特定事項を確認